

栗東市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

現行	改正案
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に規定する準ずる者は、それぞれ次に定める者とする。</p> <p>(1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する<u>経験のある</u>看護師(准看護師を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に規定する準ずる者は、それぞれ次に定める者とする。</p> <p>(1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する<u>経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する</u>看護師(准看護師を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>